

聖德太子『勝鬘經義疏』

現代語訳と研究の抄録——「攝受正法章」(四)

——聖德太子讀仰研究会『勝鬘經義疏』研究記録（抄）その十として——

小田村寅二郎

太子『義疏』訓点文（昭和会本）——經典・攝受正法章のうち、「正しく行攝を明す中の第三に相即を明して以て物の疑を釈す」の分類・語釈

従世尊。攝受正法。攝受正法者一以下。正明ニ相即一以釈ニ物疑。上正明ニ出成一中。前ニ比明ニ法能出成。後ニ比明ニ人能出成。物謂ニ人非レ人ニ二体各異。故ニ致レ比亦不ニトカラ。又因ニ此広生ニ諸疑一諸万行正法異於攝受正法。攝受正法異ニ於波羅蜜一故拳ニ此相即ニテス。就レ中開為レ一ト。

第一従初記ニ攝受正法即是波羅蜜一先明ニ法・法・相即一。

第二従世尊。我今承ニ仏威神一更説ニ大義一以下。明ニ人・法・相即一。然ニ疑本但在二人・法一此情即一往難遣。所以先明ニ法・法・相即一。因令ニ稍解一後明ニ人・法・相即一。以遣レ之也。

就^テ第一法・法相即^テ中^テ分為^ス。

第一万行、正法即^テ攝受之心。

第二從^ミ無^ミ波羅蜜^{ナム}以下。明^ス波羅蜜即^テ万行正法^{ナリトイフコトヲ}

就^テ第一中^テ即有^ニ五句。初二句雙牒。中^テ二句雙明^ニ無異。後^テ一句雙明^ニ相即^一。

右の『義疏』の現代語訳

經典原文の世尊よ、攝受の正法と、正法を攝受するとは、から以下は、正に、"攝受の正法"を攝め取ること——それを「行・攝」といふが——を説明してゐる個所の中の第三であつて、これは相即^{すなはち}、すなはち、それぞれ別のあらはれ方をしてゐるが、互ひに表裏一体である、といふことを説明して、以て衆生の疑ひを解き明かすのである。

さきに"出成"を主題にして具体例を示して説明した中で、法についての前の二つの比喩（雲興と大水の二つの比喩）は、"攝受の正法"から、あらゆる行為・現象、すなはち万法が生じて來ること（法の"能出成"）を説明してをり、人についての後の二つの比喩（重担と宝藏の二つの比喩）は、"攝受正法の人"から万法を行ずる人（五乗の人）が生じて來ること（人の"能出成"）を説明してゐる。物（世の人々）は、"人は法ではなく、法は人ではない。人と法とは二つのもの——一体——であつて、各々異なつた姿をしてゐるので、人と法についての比喩もまた違つてゐる、そこで今、それぞれについて比喩するにも違つた比喩（注、雲興と大水、重担と宝藏のやうに）をとつてゐるわけである」と謂ふのであらう。また世間の人々は、人と法とは二つのもの——一体——であるといふ考へ方に立つので、次々に際限なく色々な疑ひを出して來ることにならう。すなはち、"人々が実践してゐるありとあらゆる正法といふもの

と、いまここでいふ摂受正法とは違つてゐるし、その摂受正法は、波羅蜜すなばら最高の悟りとも違つてゐる」と疑ふであらう。かうした疑ひが出て来るからこそ、ここでは、これらの“相即”（万行の正法は摂受正法であり、摂受正法は波羅蜜であるといふこと）をとりあげて説明するのである。そこでこのことについて經典の原文は、二つに分けて説いてある。

第一には、この節の初めの所から、摂受正法は即ち是れ波羅蜜なり、の所までが、先づ“万行の正法”といふ法は、それぞれ現はれ方が違つてをり、また“摂受正法”といふ法と“波羅蜜”といふ法も、それぞれ現はれ方が違つてゐるが、実は互ひに表裏一体であることを説明し、

第二には、（次の節の所になるが）世尊よ、我れ今仏の威神を承けて更に大義を説かん、から以下は、人々は、人と法とは二つのもの一体一のやうに考へやすいが、実はこれも互ひに表裏一体である、と説明してゐるのである。然し疑ひが起きるものとは、いつに人と法との捉へ方にある。かうした疑ひを起す情は、一応の説明ぐらゐでは疑ひの情を解消しにくい。そこで前述のやうに、先づ“法と法との相即”を説明して、その上で段々に法と法との相即についての理解が深まるやうにし、そのあとで“人と法との相即”を説明して、さきの疑ひの情を解消させるのである。第一の“法と法との相即”について、二つに分けて書いてある。

その第一に“万行の正法”といふのは、とりもなほさず“摂受する人の摂受の心”的ことであると説明し、

第二に、波羅蜜に異なる無く、から以下は、波羅蜜はとりもなほさず“万行の正法”であることを説明してゐる。右の第一の中に五つの句があつて、初めの二句（“摂受の正法”と“正法を摂受する”との二句）は、二句が並べて書かれてあり、中の二句（“正法に異なる無く”と“正法を摂受するに異なる無し”との二句）は、二句並べて同

じであることを説明し、後の一句（“正法は即ち是れ正法を攝受するなり”の一句）は、”正法”と”正法を攝受する心”とを並べて、その”相即”を説明してゐる。

（研究1）

太子が言はれる「法」は、単独に「法そのもの」を指すのではなく、「人」の現はれであると見てをられるやうであります。これに対して、「法」と「人」とが異なるといふ考へ方で物事を見てゐるのが、現代日本での見方のやうだ、と氣げかれます。「説く言葉」と「説く人その人」とが違ふことも多いやうです。例へば、『マルクスは真理を説いてゐる』と言ひながら、マルクスその人の”心”についてはあへて問題にしないといふ風潮もよく見うけられます。すなはち「マルクスの説く理論」と、「マルクスといふ人その人一人を信じるよりも、猜疑の念が先立つことから、いきほひ鬭争心、反逆心が先に立つてしまつてゐた、といふその人の心」とを、全く切り離した上でマルクスの理論を論じ合ふ、といふ所から、いはゆるマルクシズムの流行と共に、「科学的真理」とか「客観的真理」とかの言葉が一世を風靡しましたが、さうした場合、しばしばその「真理なるもの」を説く「人」とその説く所とを無関係に扱ひ勝ちになり易いものです。これは、太子が重点をおいて指摘しようとされたさきの個所に見る発想とは、大変に対象的ではないでせうか。この人生において”真理”が語られる時には、その説く人の心とその説とのかはり合ひにまで想ひを到さねば、知と行とはばらばらになつてしまふことにもなりかねず、太子の説かれた所に、改めて注目したいと思ひます。

（研究2）

人と法の相即について。經典『勝鬘經』の原文では、「人と法の相即」といふだけの説明で終つてをり、論理的に「法を行ふ人」は「法そのもの」であると説明すれば用が足ります。しかし太子は、そこで「人と法とは同じである」といふことを説得なさるに当つて、先づ「法と“心”は同じであるべきである」となされ、「そのことが人間社会において究極のことなのだ」とおつしやつてをられるやうであります。」のやうに太子は、「人」といふことを「その人の心」において捉らへられる、といふ御姿勢・御信念がはつきりとうかがへるのであつて、言ひ換へれば、「心」そのものをも“観念的”に捉らへることをなさらずに、“具体的な人—勝鬘とか八地以上の大士とか”の“その心の働き具合”を重視なさるのであつて、その人の“心の働き”を中心見据ゑられて、“その人”を“具体的に”考へようとなさつてをられます。

日本語には、「まこと」といふ言葉があり、眞事とは、具体的に実在する眞実通りのことを“眞事”と呼び、“心”に発するその人の眞実の思ひの發露を、同じ呼び方で“誠”=“まこと”として讀へ合ふのであります。このやうに人が物を話すときには、ウソのない“まこと”を話してゐるといふのは、「心と法」「人と法」とが、表裏一体をなしてゐる時を指すのであります。それは中々実行し得ることではなくて、我々凡人は「心と法とを一つのものにし難い」ために、つい「心にもないこと」を“法”にして説くといふ事態を現出し勝ちになるのであらうと思ひます。人生の社会は、かうした欠点をはらんであるだけに、そのことについては「言行一致」が尊いこととされもし、表裏のない言葉の主が互ひに尊敬されることにもなるのであらうと思ひますが、太子はかうした眞実人生を常にはつきりと見つめられて勉強なさつた方であられるので、かうした場合にも、「ある人が口に出す言葉」と「その人の心の中味」との“相即”することに、強い願望と注目を払はれてをられたことが、この個所の經典解釈の上にも、よく表はされ

てゐるやうに思はれます。それは深く味はるべき御着眼と見るべきであり、かうした人生の中で、つい素通りしてしまひがちな、そして扱ふにはまことに「至難なテーマ」に取り組まれて、その内奥に向かつて直進あそばされた御心情が、偲ばれてくる個所でもあります。

太子『義疏』訓点文（昭和会本）―― 経典・摄受正法章のうち、「所攝の万行の正法を牒す、と、能攝の心を牒す、とその他」の分類・語訳

初 摄受正法 此牒所攝万行正法。後 摄受正法 者此牒能攝之心。無異正法者。明能攝之心無異所攝万行正法。無異摄受正法者。明所攝万行正法無異能攝之心。正法即是摄受正法者。明万行正法即是摄受之心。次応言攝受正法即は正法。經文闕也。言八地以上既是法身。故以万行正法為心。以心為万行正法。心・法一体更無二相。故云万行正法即是心。心即万行正法也。七地以下自未法身一旦不能一念佛修。故不得然。

第二明波羅蜜即万行法。 分為三。

第一正明相即一。

第二從何以故以下。拳六度法。积正法即波羅蜜。義。

第三從是故世尊以下。結即義一。

経典原文の、初めの摂受の正法といふのは、"摂受せらるる正法"のこととで、八地以上の大士の一念に摂めとられる（所摂）衆生のあらゆる行為に現はれるところの正法（万行の正法）を示してある。あの正法を摂受するといふのは、八地以上の大士が、一念に衆生の万行を摂めとる（能摂）その心を示してゐるのである。正法に異なる無くといふのは、すべての行ひを摂めとる心（能摂の心）は、摂めとられるべき衆生の万行の正法（所摂の万行の正法）と同じであると説明してゐる。正法を摂受するに異なる無しといふのは、摂めとられるべき衆生の万行の正法（所摂の万行の正法）は、すべての行ひを摂めとる心（能摂の心）と同じであると説明してゐるのである。正法は即ち是れ正法を摂受するなりといふのは、衆生の万行の正法は、とりもなほさず、衆生の万行を一念に摂めとる大士の心（摂受の心）であると説明してゐる。次に、經典の原文は前の句について正法を摂受するは即ち是れ正法なりと言はなければならぬ所であると思ふが、經典にはこの一句が欠けてゐることが氣付かれる。こここの所で經典が全体として言はずとしてきたことは、八地以上の大士はすでに"正法の具現者（法身）"である、それ故に、常に眞実に住する人である八地以上の大士は、万行を以てその心としてをり、その心を万行の正法としてゐる人である、（註、"心"と"万行の正法"が一体のものとなつてゐるのを、ここで"法身"と言つてゐると解せられます）従つて、"心"と"法"とは全く一体であり、二つの別々の姿ではない、それ故に"万行の正法"は、とりもなほさず"心"であり、"心"はとりもなほさず"万行の正法"である、と經典は述べてゐるのである。（この八地以上の大士にくらべて）七地以下の人は、未だ"法身"ではないので、その一念でなすところの万行がそのまま"正法"になる、といふことはなく、すなはち、"一念で備さに修める"といふことが出来ないのである人である。それ故に、七地以下の人は、まだ八地以上の人"法身"の人のやうにはゆかないので、その"心"とその"万行の正法"とが全く一体になる境地には至つてゐ

ないのである。

第二の個所は、『波羅蜜（悟りの完成）』といふことは、とりもなほさず『万行の法』であるといふことを説明してゐる所であり、三つに分けて書かれてある。

第一にこの二つの『相即』を説明してをり、

第二に何を以ての故に、から以下で、彼岸に到る（悟りを完成させる）六つの方法（六度の法）を挙げて、『正法』はとりもなほさず、その六度の行法によつて実現される悟りそのものである、といふ意味を解釈してゐる。

第三に是の故に、世尊よ、から以下の最後の所は、以上のことから結論として「（相）即」の意味を述べてゐる。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）—— 経典・授受正法章のうち、「授受正法は波羅蜜に異なる」と無く」の分類・

語釈

無_フ異_ナ波羅蜜_ハ者。謂授受正法無_レ異_ニ於波羅蜜_ハ也。授受正法即_チ是波羅蜜_{ナリ}者。明_ス即_チ文不足亦闕_{カタリ}也。

第一拳_ニ六度_一、釈_ニ正法即_チ波羅蜜_{ナリトイフコトヲ}

右の『義疏』の現代語訳

經典原文の波羅蜜に異なる無くといふのは、言つてみれば、『授受正法』は『悟り』と同じである、と言つてゐるのであり、また、授受正法即ち是れ波羅蜜なりといふのは、両者が表裏一体であることを説明してゐるのである。

ただこれにつづくべき一文（註、波羅蜜は即ち是れ授受正法なりと推察）が足りない。經典原文には、こゝでもまた

(さきの所と同じやうに)、それが欠けてゐるやうに気づかされる。

第二に、"彼岸に到る"についての六つの行法を挙げて、"正法"は、とりもなほさず、"悟り(彼岸に到ること)"である、と解釈してゐる。

太子『義疏』訓点文(『昭和会本』)——經典・授受正法章のうち、「疑ひを標して云はく、何を以てか正法即ち是れ

波羅蜜なりや」の分類・語釈

標し疑云。何以正法即ち是波羅蜜耶。正釈曰。八地大士欲以隨機度物。故一念中修此六度而此六度行當理非邪。故即是正。為二物軌則一。故即是法。無相修行。故即是波羅蜜。故云即(是)正法也。此中六度皆以此意為釈也。彼者謂彼八地以上。從是故以下。第三結即義。

右の『義疏』の現代語訳

そのことについて、"なぜ正法が、とりもなほさず悟りなのか"といふ疑問を提出して、問題を解釈しようとするのである。それは、次のやうである。八地以上の大士は、衆生の能力(機)に応じて衆生を"悟りの世界(彼岸)"に到達(度一わたるー)させようとする。そのため、すべてを摂める一念に、六つの行法が実践されてくる。ところがこの六つの行法は、人生のまことの道に適つてゐて、それが道からそれることがないので、これを"正"であるといふことができる。また、この六度の行法は、衆生のために道しるべとなるので、"法"であるといふことが

できる。八地の大士は、個別的な差別に把らはれることなく、平等に（「無相に」）六つの行法を実践するので、とりもなほさず、これは「悟り」であるといふことができる。それ故に、「悟り」（波羅蜜）は、そのまま「正法」であるといふのである。經典原文に書かれてある六つの行は、（七地の境地にある勝鬘の言葉であるが）、それらはいづれも右のやうな意味からして、それぞれが「攝受正法である」と解釈できるのである。彼といふ文字は、（七地の境地から勝鬘が見てゐるので）、彼の八地以上の大士を指してゐることになる。

是の故にから以下は、第三に「相即」の「即」の意味を結論づけてゐるのである。

（研究）

（）の個所の太子『義疏』の書き出しの「疑ひを標して云く」から、末尾に近い言葉「此の中の六度は皆此の意を以て釈を為す」までの約八十余字は、敦煌本『勝鬘義疏本義』には見られぬ文章で、太子の独自の御見解がうかがはれる所であります。（）の前の前の個所の太子『義疏』の中の、「言ふところは八地以上は」から「且一念に備に修する」と能はず。故に然るを得ず」までの約七十文字も、同じく敦煌本には見られぬ文章でした。）

それでここでは「此の中の六度は皆此の意を以て釈す」といふ御表現を考へてみたいと思ひます。といふのは、六つの行法（六度）は、それぞれに趣きを異にしてゐるもので、經典原文では、その各々をかなり詳しく説明してゐるのに対し、太子は、この六つの行法の差別には一向に把らはれず、それよりも「無相に」とか「一念に」といふ言葉を使はれて、「法と法との相即」「人と法との相即」といふ大変むづかしい人間心理の深奥に迫る課題に、終始専心して取り組まれてをられます。従つて太子においては、「六度」といふことが「差別」や「部分」の「行」にならな

いための配慮をしてかかることが、より一層大切であるとの意識が表明されてゐるのでありますて、「六度」といふことが、「全体」や「根源」の“行”になるための要点は何か、といふことに注目なさつたのだと思はれるのであります。普通には“六度”すなはち、“救ひ”にかかることですから、「救はれる相手側」が念頭に浮び勝ちなものです。太子においては、「救ひとらせる側」すなはち、「八地以上の大土の側」から見てをられることが気づかされます。

元来、「波羅蜜」といふ言葉は、”こちらの岸（此岸）”から向ふの岸（彼岸）に行く”といふ意味でありますので、文字通り「到彼岸」と考へるわけですが、ここでは、”こちらの岸から向ふの岸に” “到らしめる者は” “誰なのであらうか”といふ点をお考へにならうとされた、と抨察されます。それ故に、”自由自在に” “彼岸に到らしめる者”が”存在すること”，そしてそれが「波羅蜜」といふことの”本当の内容なのであらう”と気づかれたのではありますまいが、さう思はれでなりません。この意味からしても、太子の文章で、その前に出てゐる「機に隨ひて」の意味も、一層深く味ははれて来ますし、衆生のことごとくを、それぞれの能力の差を超えて救ひとらせる所の、「攝受正法」そのことを重視なさつたお言葉として、「機に隨ひて」のお言葉が使はれてゐると思はれ、大層生き生きとした感じで迫つて来るやうに感じられてまゐります。やはり太子の御着眼の根本には、「救ひとらせる側」「救ひとつてくださる力」に、ポイントの重点が置かれてゐて、八地以上の境地にある大土の“心”、すなはち、“一念”と太子が表現せられた所に御関心の重点が集約されてゐるやうであります。

このやうな太子の御着眼がどうして生れたか、を考へてみますと、經典原文にある「彼の意を將護し」といふ文字を、太子はじつと見つめられてのこと、ではなからうかと思はれて来ます。太子は、八地以上の大土が、”発心した衆生の心”を”將護して”、その衆生をして”彼岸に到らしめる”と理解なさつたからではなからうか、と思はれま

す。このことは、"衆生の一人ひとりにある差別といふものに、全く把らはれぬ広大な慈悲心"といふのは"一体どこに在るのだらうか"、といふことを、常に探求しつづけられたことに連なるてをり、それ故に、その"広大な慈悲心"に対しては、ただひたすらに「仰ぎ畏み」、それ以外にはお心を散らされなかつた、といふことなのであらう、と、太子の"仏"を"敬仰する篤心"——十七条憲法に見られる「篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり」のお言葉と照應される太子の篤心——に想到させられた次第であります。

この「仰ぎ畏まれる」お心と申すのは、この『勝鬘經義疏』の末尾の方に出て来ます所の「如來藏章」の中に、「仰信」を説いてをられることと照合することであり、この「仰信」の真義について、すでに逸早くこの「攝受正法章」の中で、その内意をお示しになられたものと思はれます。かく考へますと、こでいふ「六度の行」といふのは、そのまま"八地の大士の心"を意味することになり、それはまた、そのまま「攝受正法」となる、とのお考へであります。實に、微妙かつ鋭い御見解でありますと共に、經典原文の言葉の一つ一つについて、太子御自身がこの世に生きられながら直接に御体験なさつた対人・対社会のさまざまなお付き合ひと、それらについての御反省とをもとに、"生ける言葉"として經典の言葉を受けとめられてをられるから、できることであります、これほどの真摯かつ真剣な勉学の御態度には、深く感銘を禁じ得ないものを覚えるのであります。外来文化——この場合は、アジアの文化——を、この日本の精神的土壤の中に、かみくだくやうに、細やかに、そして正確に、"攝取"なさつた聖徳太子といふ御方の、御偉業の本質を、そしてその具体的な実内容を、かうした御文章の中に現実的に仰ぎ見ることが出来ますことを、とくにこの「節」での研究で、それを確認できましたことを、この研究グループ一同が喜び合つた次第であります。